

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 37 回 総 会

令和3年3月10日

第37回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年3月10日(水)

午前9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター

交流ホール

(出席農業委員)

委 員	1 番	多川	進
委 員	2 番	原田	稔夫
委 員	3 番	森岡	正樹
委 員	4 番	岡田	住夫
委 員	5 番	松本	源一
委 員	6 番	島田	勝好
副会長	7 番	衆原	清志
会 長	8 番	増田	幸美
委 員	9 番	山口	政高
委 員	10 番	橋本	和子
委 員	11 番	福岡	淳史
委 員	12 番	福山	康子
委 員	13 番	栗須	幹生
委 員	14 番	大江	文章

(出席農地利用最適化推進委員)

委 員	片岡	信次
委 員	岩本	一郎
委 員	前川	幸也
委 員	檜平	誠

(事務局)

農政係長 鈴木 健

係 竹原 千名

会議次第

1 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について

その他

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、春の農作業の準備等で大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は、14名であります。なお、推進委員の方には4名の出席をいただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第37回総会を開会いたします。

最初に、議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、10番橋本委員、12番福山委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第37回総会総括表、3条所有権の移転は3件で、田1,926㎡、畑931.51㎡、計2,857.51㎡でございます。5条所有権の移転は2件で、畑407㎡、計407㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は20件で、田36,415㎡、畑15,446㎡、計51,861㎡でございます。合計は25件で、田38,341㎡、畑16,784.51㎡、総合計は55,125.51㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして、提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、井戸町字土町■■■■番■■、台帳田、現況田、面積1,926㎡、ほか計3筆、2,094㎡でございます。譲渡人は、三重県松阪市■■■■さん。理由は遠方に居住し、耕作困難なためということでございます。譲受人は、南牟婁郡紀宝町■■■■さん。所有面積は0a、耕作面積は34aです。農作業歴は36年です。通作距離又は時間は、自宅より30分です。世帯員等従事者は2人です。理由は、農業経営規模拡大、水稻・野菜栽培をすることということでございます。

2番、金山町字上地■■■■番■■、台帳畑、現況畑、面積101㎡、ほか計5筆、694.51㎡でございます。譲渡人は、津市■■■■さん。理由は、

持病により農業経営が困難なためということでございます。譲受人は、南牟婁郡御浜町■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0 aです。農作業歴は15年です。通作距離又は時間は、自宅より1分です。世帯員等従事者は0です。理由は、空き家と農地を同時に取得し、柑橘栽培をするということでございます。次のページをお開きください。

3番、五郷町和田字柚ノ木■■■■番、台帳畑、現況畑、面積69㎡でございます。譲渡人は、五郷町寺谷■■■■さん。理由は、高齢により農業経営規模を縮小したいということでございます。譲受人は、五郷町和田■■■■さん。所有面積、耕作面積とも66 aです。農作業歴は30年です。通作距離又は時間は、自宅より10分です。世帯員等従事者は0です。理由は、農業経営規模拡大、野菜栽培をするということでございます。

第1号議案の1番、2番、3番については、いずれも申請書の内容等、書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。なお、2番については3月1日に現地にて聞き取り調査済みです。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について井戸町担当お願いいたします。

片岡推進委員 推進委員の片岡です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。譲渡人の■■■■さんは、松阪市居住で遠隔地のため耕作が困難ということでございます。譲受人は、■■■■さんの■■■■で、この方に土地の名義を変更するため申請されました。譲受人の自宅は紀宝町ですが、現在もこの農地については作付けを行っております。譲渡人も時々帰ってきているようですが、農地の維持管理を弟さんに任せているため、この農地についても弟さんが維持管理をしていきたいということです。現地の井戸町土町の田んぼと劔屋の畑については適切に管理されていて、地元委員としてはなんら問題ないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 次に、2番について金山町担当お願いいたします。

前川推進委員 推進委員の前川です。

第1号議案の2番について説明させていただきます。譲受人の■■■■さんは約15年前から農業をしたくてこの地域に移住してきて、■■■■

■の従業員として現在も働いています。この地域に定住したくて家を探していたところ、金山に農地と空き家があったので譲り受けたいということで。譲渡人の■さんは、■をしていて現在は津に住んでいます。譲渡人の家と畑は、■さんのご両親が住んでいた家と耕作していた畑です。畑の場所は、家の前と自然の家に上がっていく途中にあります。現在、この畑は隣の園主が栽培管理をしています。一部、■番地の52㎡の畑が何年か前に道路の拡張工事のために資材置き場などとなっていたところで、採石が置かれている畑になっていますが、金山に引っ越して住むようになれば畑も自分自身で栽培管理をし、採石の置いている畑も作物が植えられるようにしていくということです。地元委員として住民が増えるということは大変うれしいことなので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 次に、3番の五郷町の案件につきましては、地元推進委員の大橋推進委員が本日は出席されていませんので、この案件につきましては事務局に説明をいたさせます。事務局。

事務局（農政係長）

第1号議案の3番について大橋委員に代わって説明させていただきます。今回、譲り受ける畑ですが、譲受人の■さんの名義の宅地に隣接しています。譲渡人の■さんと■さんは■になるということで、■さんの■のときに農地として譲り渡されていたということです。■さんも農業経営を縮小してきていて、今回、名義を本来の所有者の■さんに変更することとなりました。■さんは、五郷町の■でございます。農地の集積については地域からも任せられて、信頼されています。現地は、■を■から■て、■に■ほど進んだ山手にあります。この案件につきましては、地元委員さんからはなんら問題はないとのことですので、よろしくようお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 特にご意見もないようですので、お諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、久生屋町字垣内■■■■番、台帳畑、現況畑、面積14㎡でございます。譲渡人は、久生屋町■■■■さん。譲受人は、久生屋町■■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、住宅建設に係る進入路用地ということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、■■■■さんの同意書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、育生町尾川字後口■■■■番、台帳畑、現況畑、面積393㎡でございます。譲渡人は、井戸町■■■■さん。譲受人は、京都府八幡市■■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル3基、発電出力は27.5kw、設置面積254.28㎡、太陽光設備設置割合は64.70%です。事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、法人登記事項証明書、定款の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番、2番については、申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、久生屋町担当お願いいたします。

5番(松本委員) 5番松本です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。譲渡人は久生屋町の■■■■さんで、譲受人は同じく久生屋町の■■■■さんです。目的は、宅地に進入するための進入路用地です。現地は、久生屋地内の■■■■の

から北側に約100mのところを東に50mほど入ったところでは、さんは紀宝熊野道路のために自宅を立ち退きになり、今回の申請地の奥に宅地を求めましたが、進入路がないため今回の申請になりました。入口に赤道がありましたが、市から払い下げを受け、またさんから農地を譲り受けて進入路を作るものです。この件に関して近辺の農地等に影響はないと思います。また、隣接のさんの同意書もあり、地元委員としてなんら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、2番について育生町担当をお願いいたします。

10番（橋本委員） 10番橋本です。

第2号議案の2番について説明させていただきます。さきほど事務局が説明したとおりですが、現地は案内図にありますように、育生町尾川後口番、譲渡人のさんの土地で、から東南に100mほどの場所にあります。さんは育生町出身で、現在は井戸町に住んでいます。譲受人のさんは、ソーラーパネルを設置するということです。現地は四方に住宅が隣接していますが、さんから周辺の住民の方に説明されていて、設置についての同意も得られているとのことでした。尾川区長さんにも設置について、同意が得られているとのことでした。ソーラーパネル設置の近くに住宅があるため、後から問題が起きないように設置前にソーラーパネルの位置や高さなどについて近隣の住民に説明し、ソーラーパネルの周りにはフェンスをし、防草シートをして荒れることのないように管理するとのことでした。つきましては、地元委員として問題はないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番多川です。

3月1日に両方とも現地調査をさせていただきました。1番、2番とも地

元委員の言うとおりで、なんら問題はないと思います。なお、育生町のソーラーパネルにつきましては、先ほども地元委員から説明があったとおり四方が住宅地で家が建っていますので、設置業者の方には設置後は管理を十分していただくようお願いしておきました。以上です。

議長 農地部会長さんからは特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し、知事に進達することといたします。

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字イネワ■■■■番、台帳山林、現況畑、面積1,251㎡ほか計12筆、14,263㎡でございます。利用目的といたしまして、梅・柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、久生屋町■■■■さん。借受人は、久生屋町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行久生屋支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。

2番、紀和町丸山字大坪■■■■番、台帳田、現況田、面積250㎡、ほか計4筆、3,442㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町丸山■■■■さん。借受人は、紀和町板屋■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

3番、紀和町丸山字宮ノ谷■■■■番、台帳田、現況田、面積528㎡、ほか計4筆、3,278㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、南牟婁郡御浜町■■■■さん。借受人は、紀和町板屋■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございま

す。

4番、紀和町丸山字大坪■■■■番、台帳田、現況田、面積1,900㎡、ほか計2筆、2,154㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、南牟婁郡御浜町■■■■さん。借受人は、紀和町板屋■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

5番、紀和町丸山字大坪■■■■番■■■■、台帳田、現況田、面積571㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町丸山■■■■さん。借受人は、紀和町板屋■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。

6番、紀和町丸山字野仲■■■■番、台帳田、現況田、面積2,376㎡、ほか計2筆、3,128㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、和歌山県新宮市■■■■さん。借受人は、紀和町板屋■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

7番、紀和町丸山字大坪■■■■番、台帳田、現況田、面積1,411㎡、ほか計2筆、1,545㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町丸山■■■■さん。借受人は、紀和町板屋■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。

8番、紀和町丸山字大坪■■■■番、台帳田、現況田、面積1,943㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、愛知県春日井市■■■■さん。借受人は、紀和町板屋■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の

日から10年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください

9番、紀和町丸山字上切[]番、台帳田、現況田、面積872㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町丸山[]さん。借受人は、紀和町板屋[]さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。

10番、紀和町丸山字大坪[]番、台帳田、現況田、面積1,071㎡ほか計3筆、1,781㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町丸山[]さん。借受人は、紀和町板屋[]さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から3年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

11番、紀和町丸山字田仲[]番、台帳田、現況田、面積826㎡、ほか計2筆、1,672㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、南牟婁郡紀宝町[]さん。借受人は、紀和町板屋[]さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。

12番、紀和町丸山字宮ノ谷[]番、台帳田、現況田、面積1,199㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、南牟婁郡紀宝町被相続人[]さん相続人代表[]さん。借受人は、紀和町板屋[]さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

13番、紀和町丸山字大坪[]番、台帳田、現況田、面積644㎡、ほか計4筆、3,696㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町丸山被相続人[]さん相続人[]さん。借受人は、

紀和町板屋 [REDACTED] さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。

14番、紀和町丸山字上切 [REDACTED] 番、台帳田、現況田、面積2,076㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、愛知県弥富市被相続人 [REDACTED] さん相続人 [REDACTED] さん。借受人は、紀和町板屋 [REDACTED] さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

15番、紀和町丸山字大坪 [REDACTED] 番 [REDACTED]、台帳田、現況田、面積868㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町丸山被相続人 [REDACTED] さん相続人 [REDACTED] さん。借受人は、紀和町板屋 [REDACTED] さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。

16番、紀和町丸山字上切 [REDACTED] 番、台帳田、現況田、面積1,328㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町丸山被相続人 [REDACTED] さん相続人 [REDACTED] さん。借受人は、紀和町板屋 [REDACTED] さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

17番、紀和町丸山字大坪 [REDACTED] 番 [REDACTED]、台帳田、現況田、面積643㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、愛知県安城市被相続人 [REDACTED] さん相続人代表 [REDACTED] さん。借受人は、紀和町板屋 [REDACTED] さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。

18番、紀和町丸山字宮ノ谷 [REDACTED] 番、台帳田、現況田、面積1,104㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということで

ございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、大阪府大阪市被相続人■■■■さん相続人代表■■■■さん。借受人は、紀和町板屋■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。次のページをお開きください。

19番、紀和町丸山字上切■■■■番、台帳田、現況田、面積1,342㎡ほか計3筆、2,808㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、和歌山県東牟婁郡太地町被相続人■■■■さん相続人代表■■■■さん。借受人は、紀和町板屋■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で再設定ということでございます。

20番、紀和町矢ノ川字里■■■■番、台帳田、現況田、面積2,307㎡ほか計2筆、3,490㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻・野菜栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、愛知県岡崎市■■■■さん。借受人は、南牟婁郡紀宝町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行紀和支店。期間は、公告の日から10年間で新規ということでございます。

承認事項1の1番から20番については、いずれも農地の全ての効率的利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について久生屋町担当をお願いいたします。

5番（松本委員） 5番松本です。

承認事項1の1番について説明させていただきます。現地は、■■■■■■■■■■位のところの有馬町と久生屋町の両町にまたがるところにあります。貸渡人の■■■■さんと借受人の■■■■さんは■■■■にあり、また、再設定でもあるのでなんら問題ないと思います。■■■■さんは、退職後に■■■■の農地を引き継いで管理していますので、地元委員としてなんら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、2番から20番について紀和町担当をお願いします。

檜平推進委員 推進委員の檜平です。

承認事項 1 の 2 番から 20 番について説明させていただきます。まず、2 番から 19 番ですが、貸渡人はそれぞれ資料を見ていただいたとおりです。借受人は、[] さんとなっています。丸山千枚田のことなので言いますが、ふるさと公社の職員、保存会が一所懸命にやっています。[] から常に見に行くことが大事であるといわれているとのことでしたので、よろしく願いいたします。次に、20 番ですが貸渡人の [] さんは [] にあたります。借受人の [] さんは、[] になります。私も一部を新姫の栽培をして守っています。[] さんは、今は草刈などの管理をして将来の水稻や野菜の栽培などの使い方について考え、10 年間借りる設定をしました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。2 番から 19 番までについては説明があったように丸山千枚田の関係で、農地の保全と貴重な観光資源ということで再設定については当然、やむをえないという意見であったと思います。そういうことで、ただいまの承認案件につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんからの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項 1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項 1 につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は全て議了いたしました。

ほかにごございませんか。

(なし)

議長 ないようですので、ここで少しお時間をいただきたいと思います。私ども農業委員会委員の任期は、今月の 31 日であります。皆様には、3 年間本当にご苦勞様でした。私も会長として、また議長として皆様のご理解とご協力

をいただいて、今日まで大過なく任務を果たすことができました。本当にありがとうございました。まだ任期中ではありますが、ここで今回退任される委員さんから一言ずつお言葉をいただきたいと思います。多川委員さん、お願いいたします。

【多川委員、挨拶】

【森岡委員、挨拶】

【松本委員、挨拶】

【岩本推進委員、挨拶】

【片岡推進委員、挨拶】

ありがとうございました。皆様、本当にこれまで熊野市の農業の発展のためにご尽力いただきましたことに心から感謝を申し上げます。今後も、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。また、引き続き推薦・応募によって継続の意思を示されている委員の皆様方におかれましては、新しい会長のもと、また新しく就任いただく農業委員・推進委員の皆様と力を合わせて農地の保全・農地利用の最適化に向け、ご尽力賜りますようお願いいたします。今後のご活躍を期待し、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局（農政係長）

それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

新体制後の第1回農業委員会総会は、4月2日、金曜日、午前10時から文化交流センターでの開会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

また、新委員さんとしての現地調査は、第1回総会の日、4月2日、金曜日の午後を予定しております。午後1時30分に市役所を出発いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、3月31日をもって農業委員の任期満了となりますので、皆様からお預かりしています互助会費は後日精算の上、3月分の報酬の支払いとあわせてお返しさせていただきます。また、互助会会計報告につきましては、4月に送付させていただきますのでよろしくお願い致します。

最後に、皆様におかれましては3年間の永きにわたり農業委員会委員としての重責をお勤めいただき、大変お疲れ様でした。今後も、健康にご留意

され、ご活躍されることをお祈り申し上げます。事務局からは、以上でございます。

議長 これをもちまして、第37回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時13分)

議事録署名委員

10 番 委 員

12 番 委 員

会 長